

北陸三県にお住まいの皆様へお知らせ

福井県貸切バス利用支援事業

貸切バス代 半額

事業期間：～令和4年2月28日までの運行

但し、予算額に達した時点で終了します。



例えば

福井市内から
嶺南へ

貸切バス代

~~120,000円~~

但し1台1運行あたり補助金の上限は75,000円

➔ **50% OFF** **60,000円**



どこへ
申し込むの？

裏面に記載の福井県内貸切バス事業者
又は福井県内の旅行会社を通じて、
お申し込みください。

どんなバスが
対象ですか？

国交省の定める乗車定員11人以上の
緑ナンバーで福井県内貸切バス事業者の
貸切バスです。

全ての旅行が
対象ですか？

- 北陸三県の県民による貸切バスを利用した旅行であること。
※学校行事(幼稚園・保育園は除く)は福井県内の学校に限り「嶺北⇄嶺南」の移動が伴う修学旅行(福井県の他の貸切バス補助金なし)に限り利用が可能です。
また、国・自治体等の会議や研修、宗教活動・政治活動を目的とした旅行等は対象外です。
- 旅行の行程の出発地または帰着地が福井県内で、旅行の行程が福井県・石川県・富山県のいずれか1県以上となり、かつ観光地を一ヶ所立寄る旅行であること。
※ただし、同一団体で出発地かつ帰着地のいずれもが福井県外となる場合、および福井県・石川県・富山県以外の都道府県が入る場合は対象外。
- 福井県民以外(石川・富山県民)の利用の場合、福井県内の観光地を一ヶ所(宿泊旅行の場合は福井県内で一泊以上)に立寄る旅行であること。
※高速道路のSA・PA、トイレ休憩のみの施設への立寄りとはみなしません。

お問い合わせ先



公益社団法人 福井県バス協会

〒918-8023 福井市西谷1丁目1401番地 福井県自動車会館内
TEL.0776-34-1730 FAX.0776-34-1748

福井「越前・若狭」の旅情報



<http://www.fuku-e.com/>





北陸三県の県民による貸切バスを利用した旅行で、出発地（帰着地）が福井県内であり、旅行行程が福井・石川・富山県内のいずれか1県以上となり、かつ観光地を1カ所以上立ち寄る旅行

※ただし、同一団体で出発地かつ帰着地のいずれもが福井県外となる場合、および福井県・石川県・富山県以外の都道府県が行程に入る場合は対象外

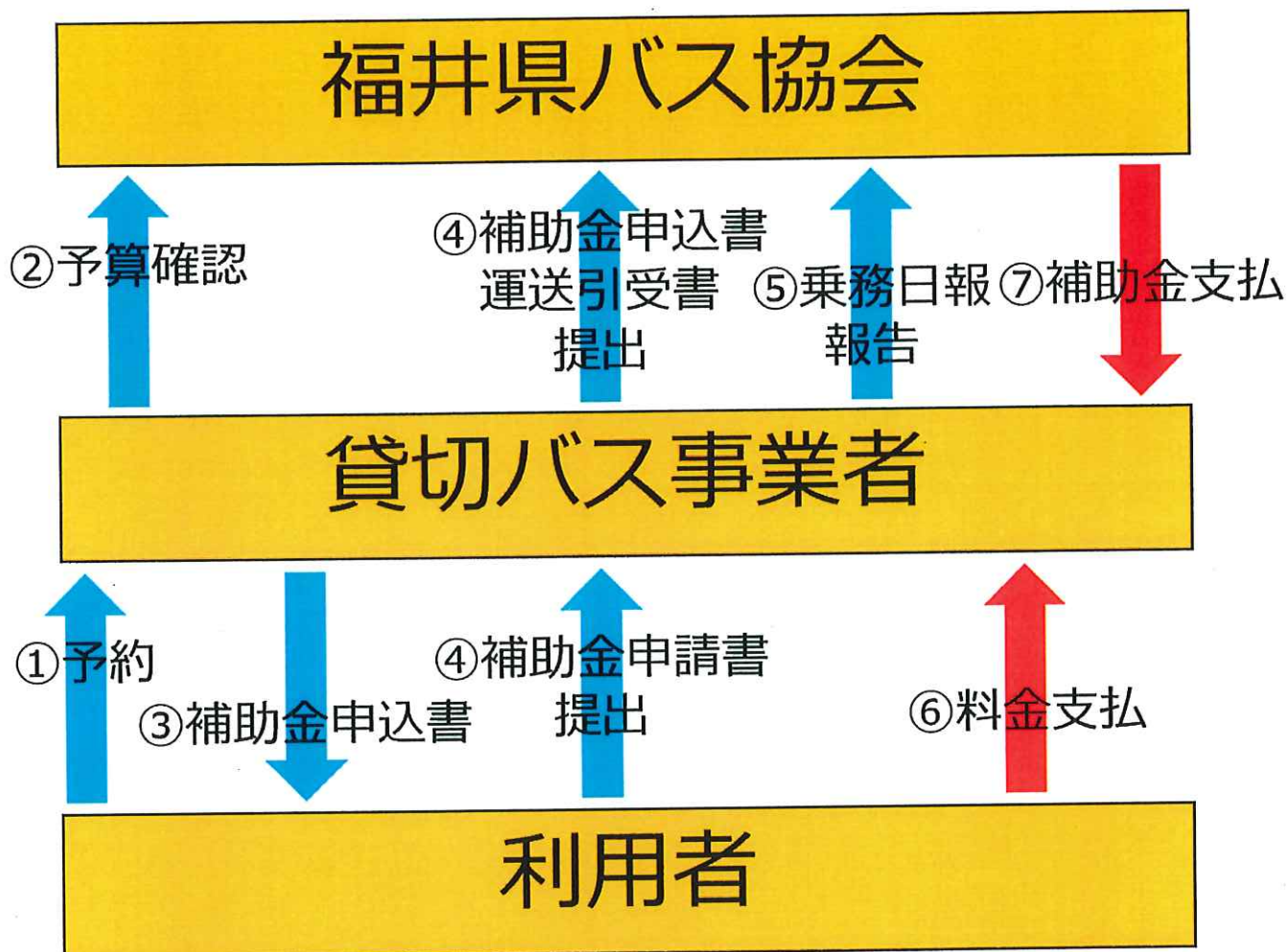
【貸切バス利用支援事業のポイント】

- ① 福井県内の貸切バス事業者の貸切バスを利用した旅行に対して1台1運行あたりの運賃・料金の半額を支援します。
(日帰りでも宿泊でも1台1運行あたり上限75,000円を支援します)
- ② 県外客が利用する場合は、福井県内の観光地を1カ所（宿泊の場合は1泊）以上立ち寄る旅行に支援します。
※ただし高速道路のSA・PA、トイレ休憩のみの施設は観光地とみなしません
- ③ 学校行事（幼稚園・保育園等を除く）は福井県内の学校に限り、かつ「嶺北⇄嶺南」の移動が伴う修学旅行に限り利用が可能です。

※以下の条件に該当する旅行については支援の対象外です。

- ① 本事業以外で貸切バスの運賃・料金に関わる補助金の交付を既に福井県より受けている（または交付を受ける予定の）旅行
- ② 国・自治体等の会議や研修旅行
- ③ 宗教活動・政治活動を目的とした旅行
- ④ 補助金交付決定日以前に着手（契約）している旅行

(参考2) 貸切バス利用支援事業の申込の流れ



【貸切バスの予約～補助金申請】

- ① 利用者が貸切バスを予約する
(利用者とは、個人、団体、個人・団体の依頼により貸切バスの手配を行う者、および自らが予め旅行計画を作成し旅行者を募集して貸切バスを利用する者)
- ② 貸切バス事業者から福井県バス協会へ予算残額を確認する
- ③ 予算確認後、貸切バス事業者から利用者へ補助金申込書を発行する
- ④ 利用者が補助金申込書を記入し貸切バス事業者に提出し、貸切バス事業者は運送引受書（行程表）とともに補助金申込書を福井県バス協会に提出する

【貸切バス利用後～支払い】

- ⑤ 旅行終了後、貸切バス事業者は乗務日報を福井県バス協会へ報告する
- ⑥ 利用者は貸切バス事業者（もしくは旅行会社）に補助額を除いたバス料金を支払う
- ⑦ 福井県バス協会は貸切バス事業者（もしくはクーポン券発行の旅行会社）に補助額を支払う
(1か月分の実績を翌月15日までに振り込む)